

廃対第393号
平成28年12月9日

関係団体の長 様

岐阜県環境生活部長

廃棄食品の不正流通防止対策について

県行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、食品廃棄物の適正処理のための取組みについては、平成28年8月19日付け廃対第278号岐阜県環境生活部廃棄物対策課長通知「食品廃棄物の適正処理のための取組みについて」において通知したところです。

この通知では、廃棄食品の包装を破るといった荷姿対策や、製造ロット番号を記載するといったマニフェスト対策を講じるよう要請していますが、食品廃棄物の不正流通防止をさらに徹底するため、改めて、別紙のとおり、防止対策の内容を明確にし、今後は、立入調査等を通じて実施状況を確認しながら、それらを強力に推進していくこととしましたのでよろしくお願いいたします。

については、標記対策について、別紙のとおり実施いただくよう、貴団体構成員に対して周知願います。

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
係長	鈴木	担当	上野
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		

○関係団体

公益社団法人岐阜県食品衛生協会

一般社団法人岐阜県工業会

岐阜県食品産業協会